		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋58
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋70
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋82
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋94
	32Ｖ型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－111
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－99
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－87
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－75
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－89
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－77
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－65
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－53
	19Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝44
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝56
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝68
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝59
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝71
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝83
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝95
	19Ｖ型以上32Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋６
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋18
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋30
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋21
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋33
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋45
その他のもの			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋57
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋43
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋55
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋67
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋79
	32Ｖ型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－141
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－129
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－117
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－126
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－114
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－102
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－90
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－104
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－92
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－80
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝6.6×Ｓ－68

備考）１　「ＦＨＤ」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

２　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

３　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、１秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速　　：液晶パネルを用い、１秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶４倍速　：液晶パネルを用い、１秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ　　：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

４　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、ＤＶＤ（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

５　エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年２月18日）の「２エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。